

・供用開始予定が工場製作型処理施設の場合平成24年度、公共下水道の場合平成29年度で5年間早くなります。

・施設の分散により、ランニングコストは割高になります。

・比較検討の結果、安平地区汚水処理計画の見直し(案)

のとおり安平地区を早来処理区から分割し、安平処理区とし工場製作型極小規模処理施設での整備により安価になり、

整備時においても住宅が密集している区域について優先的に整備し早期供用開始を目指すことができるため工場製作型極小規模処理施設で整備することが妥当と判断します。

※数値については、現段階での検討結果であり実施により多少変動します。

意見募集について

●募集期間

2月10日(水)～3月11日(木)

●計画見直し案

安平町公共下水道事業 安平地区汚水処理計画の見直し(案)は、安平町のホームページに掲載又は安平町役場水道課及び追分庁舎(住民総合相談室)で見ることができます。

●対象者

本町に住所を有する方。本町に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

本町にある事務所又は事業所に勤務する方。本町に存する高等学校に在学する方。町税の納税義務を有する方。

それ以外に町民意見提出手続きに係る案件に利害関係を有する方

●意見の提出方法

意見は所定の様式に、住所及び氏名、フリガナ(団体の場合は、所在地及び団体名)を記入し、郵便、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかの方法で提出してください。

●意見等の提出先

(1) 郵送 〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地 安平町水道課 工事・維持グループ

(2) FAX送信 FAX番号 0145-2202

(3) 電子メール s1gesui@townabirai.jp

(4) ていあんくん ホームページ <http://www.townabirai.jp>

・住民提案箱

各地区の設置場所すべて

(5) 持参提出

安平町役場水道課又は追分庁舎(住民総合相談室)

●提出の際の留意事項

氏名及び住所(団体の場合は団体名及び所在地)は必ず記載してください。記載されていない場合は、意見として受付できません。

住所又は所在地が町外の場合は、町内に所有する事務所

もしくは事業所、勤務先、学校名を、納税義務がある場合

や利害関係を有する場合は、その旨と内容についても記載してください。

電話による意見等の受付及

び個別回答はいたしません。

●提出された意見の公表

提出された意見については、内容を簡単にまとめ町の考え方を付して町の広報紙・ホームページで公表します。なお提案いただいた方には公表前に町の考え方を説明します。

●問合せ

安平町水道課工事・維持グループ(早来庁舎)

☎0145-22730(直通) 電子メール

s1gesui@townabirai.jp

追分地区の水道料金が変わります

平成22年4月検針分(3月使用実績)から追分地区の水道料金が変更になります。変更後の料金は広報あびら10月号の20ページ、町ホームページ又は検針票の裏面をご覧ください。

また世帯主が65歳以上で1カ月の使用水量が4m³以下で一定条件を満たす場合は料金の減額措置の対象になりますので、詳細についてはお問い合わせください。

問合せ 安平町水道課上下水道経営室 (☎@ 2730)

水道の凍結に注意しましょう!

寒い日が続くと水道管内の水が凍ることがあります。こんな時に凍結が予想されますので注意しましょう。

- 外気温がマイナス4度以下になったとき。
- おやすみ前や、旅行などで家を留守にするなど長時間水道を使用しないとき。
- 「真冬日」(1日中外気温が氷点下の日)が続いたとき。

